

# ふるさと“もとす”応援寄附金「返礼品」募集要項

(令和6年7月16日改訂)

## 1 目的

本巢市では、ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と、本市の魅力や、地元特産品・企業のPR、販売促進及び地元経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた寄附者へ進呈する返礼品（商品・サービス等）を募集しています。

## 2 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するために、導入された制度です。納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合、2,000円を超える部分について、その一定限度額まで所得税と住民税から控除されます。

※詳細については、総務省のホームページをご覧ください。

## 3 事業者のメリット

### (1) 商品やサービスの全国展開

本市では、以下のふるさと納税ポータルサイトにて寄附受付をしています。ポータルサイトでは、返礼品の説明や写真、PRコメント及びその提供企業名等を掲載します。ポータルサイトを通じて、全国への販路拡大と売上向上につながります。



(ふるさとチョイス)



(ふるなび)



(楽天ふるさと納税)



(さとふる)

### (2) 手数料不要

返礼品の商品代と送料は市が負担します。また、ポータルサイトへの掲載手数料や販売手数料も不要です。

### (3) かんたん発送

配送業者による集荷サービスを利用することができます。宛名や商品名等を印字した配送伝票をお届けしますので、箱詰めして伝票を貼るだけで発送できます。

#### 4 応募の要件

市が募集する返礼品として商品・サービス等を提案できる事業者は、ふるさと“もとす”応援寄附金「返礼品」協力事業者登録申込書を提出し、承認を得られた事業者とする。また、次の要件全てに適合していること。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを市内に有する法人または個人事業者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- (2) 申込時に市税等の滞納がないこと。
- (3) 市と事業者の間において、迅速な連絡体制が確保できること。（電話に加えて、電子メールによるやりとりが可能なこと。）
- (4) 登録申込書の記載事項に誓約し、今後もその内容が適応されることに同意すること。

No.	提出物	内容	提出方法
1	ふるさと“もとす”応援寄附金「返礼品」協力事業者登録申込書	1事業者につき1枚	指定なし

#### 5 返礼品の要件

返礼品は次の要件を満たすこととする。

- (1) 本市の特産品または全国に向けて本市のPRにつながるような商品・サービス等であり、総務省が定める次の地場産品基準のいずれかに該当すること。
  - ①市内で生産されたもの
  - ②市内で原材料の主要な部分が生産されたもの
  - ③市内で製造、加工その他の主要な工程が行われることにより相応の付加価値が生じたもの
  - ④市内で生産されたものであるが、近隣の市町村で生産されたものとの混在が避けられないもの
  - ⑤市のキャラクターグッズなど市独自のものであることが明らかなもの
  - ⑥①～⑤のものに関連があり、主要なものが①～⑤に該当するもの
  - ⑦市内で提供されるサービス、その他これに準ずるもの
- (2) 各種法令等を遵守しているものであること。
- (3) 市からの依頼後、速やかに発送できること。

ただし、生産量、収穫時期等の制限により、通年での発送ができない場合には、提案時にその旨を記載すること。
- (4) 飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、1週間程度の消費期限または賞味期限が保証される商品であること。

- (5) 全国各地に配送が可能であること。
- (6) 全てのポータルサイトに掲載可能であること。
- (7) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）、資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、自転車等）、価格が高額なものに該当しないものであること。

## 6 申込方法

ふるさと納税返礼品リストに必要事項を記入し、画像データとともに本巢市役所企画部企画広報課まで提出してください。

なお、申込みの受付は随時行うものとする。

No.	提出物	内容	提出方法
1	ふるさと納税返礼品リスト	1 事業者につき 1 式	電子媒体 (メール等)
2	画像データ	1 返礼品につき 5 枚	電子媒体 (メール等)

## 7 選考

上記に照らし合わせたうえで、本市の返礼品として適当と認められるか総合的に判断し選考します。選考を通過した後は、代行業者より返礼品の登録や、今後の詳細についてご案内します。

ふるさと納税  
ポータルサイト

ふるさとチョイス  
ふるなび  
楽天 など

さとふる

代行業者

(株)ヒダカラ

(株)さとふる

①返礼品提案

市へ返礼品リストを提出

②返礼品掲載

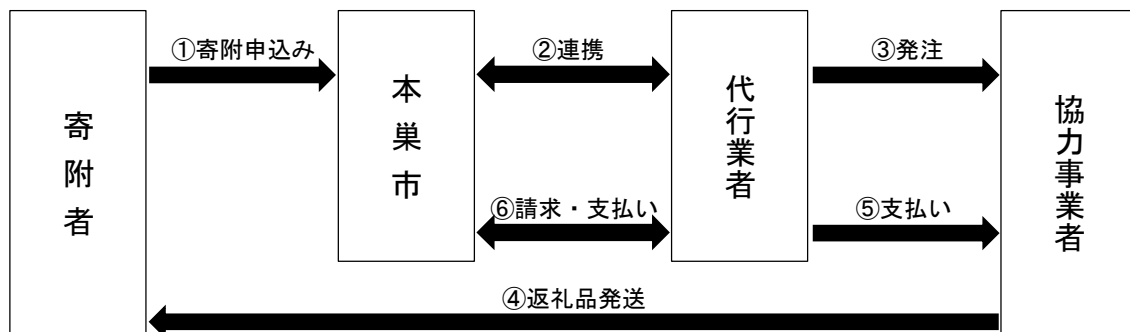
(株)ヒダカラ

事業者

※さとふるは、掲載までのフローが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

## 8 返礼品発送の流れ

集荷サービスを利用する場合は、商品を箱詰めして伝票を貼るだけで発送できます。また、発送実績に基づき、商品代等をお支払いしますので請求書は不要です。



## 9 その他留意事項

- (1) 登録された商品・サービス等について、生産、製造及び適正な品質管理体制を整え、ふるさと納税寄附者に誠意をもって対応することにより、安全と信頼の確保に努めること。
- (2) 登録された商品・サービス等におけるクレーム、事故等の問題が生じたときは、速やかに市に報告するとともに、対応について市と協議のうえ誠実に対処すること。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負わない。
- (3) 市は、協力事業者の登録要件に適合しないと判断した場合及び返礼品の掲載要件に適合しないと判断した場合、協力事業者及び返礼品の登録を取り消す。市は取り消しによる一切の責任を負わない。
- (4) 個人情報の取扱いについては各種関係法令を遵守すること。(寄附者の個人情報は、返礼品送付以外の目的で使用することはできませんが、発送時に自社のパンフレット等を同封しPRすることは可能です。)

## 10 申込み・問い合わせ

住所	〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地
担当課	本巣市役所 企画部 企画広報課
TEL/FAX	TEL:058-323-5142 FAX:058-323-5192
メール	kikakukouhou@city.motosu.lg.jp

※当市では、ふるさと納税にかかる業務の一部を下記の代行業者に委託しています。

- ・株式会社ヒダカラ（岐阜県飛騨市古川町幸栄町12番12号）
- ・株式会社さとふる（東京都中央区京橋2丁目2番1号）